

【特別緑地保全地区】とは？

都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内の緑地で次に該当する土地として指定した区域となります。

- 1 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。
 - イ. 風致又は景観が優れていること
 - ロ. 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること